環状7号線・環状8号線沿道の防音工事費を助成します

環状7号線・環状8号線沿道にお住まいの方で、一定の条件を満たす場合、防音工事費の一部を助成しています。詳しくは、区のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
問環境保全課 ☎6432-7137 FAX6432-7981

世田谷区名誉区民を顕彰します

第2回区議会定例会において、石川さゆり氏、永井多恵子氏、中川李枝子氏、美輪明宏氏を世田谷区名誉区民に選定することが同意されました。10月16日㈰の記念式典において、この4人の方を世田谷区名誉区民として顕彰します。

石川さゆり氏

「津軽海峡・冬景色」「天城越え」などの名曲を発表した日本を代表する歌手。「世田谷区東日本大震災復興支援事業」では、募金の呼びかけを行うなど、区政に貢献している。

永井多恵子氏

NHK初の女性副会長を務めるなど、女性の活躍の場を広げることに貢献した。（公財）せたがや文化財団理事長在任中は、区民が芸術や文化の魅力に触れ、親しむ機会を創出した。

中川李枝子氏

駒沢のみどり保育園（当時）で保育士として勤務しながら児童文学作家としてデビューし、「いやいやえん」「ぐりとぐら」などを発表。多くの作品が世代を越えて読み継がれている。

美輪明宏氏

歌手、俳優、演出家などで活躍し、ジェンダーを超えた自らの生き方を発信し続け、ファッション、文化の進展に寄与した。波乱万丈な体験からくる人生を語る言葉は、多くの人を勇気づけている。

問総務課 ☎5432-2062 FAX5432-3000

建築物の安全を確保するために適法な建物を建てましょう

違反建築物は、近隣周辺に悪影響を与えるだけでなく、地震や台風等の災害時には、避難や救助活動の障害となるおそれがあり危険です。また、建替え等の際に、様々な建築上の制限や問題が発生する可能性があります。建築確認、中間・完了検査を確実に実施し、建物の安全性を確保しましょう。

●建築確認申請、工事着手

確認申請を行い、建築基準法やその他の関係法令の規定に適合していると「確認済証」が交付され、その後、工事に着手することができます。一定の建築物については、構造計算適合性判定及び省エネ基準適合性判定が必要です。

●中間検査の受検

対象建築物は、地階を除く階数が3以上のものと、階数が3以上の共同住宅です。建築物の安全性に深く関わる部分の工事が終わった段階で、申請どおりに工事が行われているかを検査します。

●完了検査、検査済証の取得

建築物が完成した際に適法性を確認する検査で、ほとんどの建築物に義務付けられています。完了検査に合格した建築物には「検査済証」が交付され、建築物が使用できるようになります。検査済証がない建築物は、将来、増築等を制限されることがあります。

●工事監理者の選任

建築物の適法性、安全性を確保するには、建築確認申請どおりの工事が不可欠です。そのチェックを行うのが工事監理者です。工事を行うときは、工事監理者を選任し、届け出ることが必要です。

安全な建築物に安心して住むために
違法建築をなくし適法な建物を建てましょう。

▲中間検査の様子

問建築審査課 ☎6432-7166 FAX6432-7985

ボランティア登録サイト「おたがいさまbank」をご利用ください

「おたがいさまbank」では、ご登録いただいた方に区内で募集している様々なボランティア情報をメールでお知らせしています。ボランティア活動をしたい方とボランティアの力を必要としている方をつなぐサイトも4月に開設しました。右記二次元コードから、ぜひご登録ください。
担当＝市民活動推進課

おたがいさまbank　AIシステムによるマッチングサイト

問（社福）世田谷ボランティア協会☎5712-5101 FAX3410-3811

上用賀公園拡張事業に関するワークショップを開催します

公園やスポーツ施設についての意見・要望を拡張整備の基本計画に反映していくために、区民参加型のワークショップを開催します。
日8月6日㈯＝初回
備オンライン手続き可。全4回（予定）で1回のみの参加も可。日時、会場、申込方法等詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問スポーツ施設課 ☎5432-2744 FAX5432-3080

介護保険サービス利用時の利用者負担分の一部を助成します

対住民税非課税世帯で、年間収入が150万円以下、預貯金等が350万円以下（単身世帯の場合。1人増えるごとに年間収入50万円、預貯金等100万円を追加）かつ負担能力のある親族に扶養されていない等の要件を満たす方
備事前申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問総合支所保健福祉課（世田谷☎5432-2850 FAX5432-3049、北沢☎6804-8701 FAX6804-8813、玉川☎3702-1894 FAX5707-2661、砧☎3482-8193 FAX3482-1796、烏山☎3326-6136 FAX3326-6154）

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳（せき）・痰（たん）、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

■「かかりつけ医」がいない、相談する医療機関に迷う等の場合
世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）
東京都発熱相談センター　症状のご相談＝☎03-5320-4592　☎03-6258-5780（いずれも24時間・多言語対応）
医療機関案内専用＝☎03-6732-8864（24時間）※7月1日から番号変更あり
FAX03-5388-1396（電話での相談が難しい方）

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談
世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022
（平日午前8時30分～午後5時15分）
東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター（毎日午前9時～午後10時・多言語対応）
☎0570-550-571 FAX03-5388-1396（電話での相談が難しい方）

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談ください（「コロナの後遺症について」とお申し出ください）。
世田谷区コロナ後遺症相談窓口
☎03-5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）
※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方は、東京都が設置する相談窓口もご利用いただけます（下記二次元コード参照）。

新型コロナウイルス感染症に関することについて詳しくはこちら ▶▶▶

●インボイス制度説明会（事前予約制）　日時等詳しくは、国税庁のホームページ（HPhttps://www.nta.go.jp/）をご覧ください。担当＝課税課
問税務署（世田谷☎6758-6900、北沢☎3322-3271、玉川☎3700-4131）※音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。